

# “社会問題”とされる彼らが 企業にとって問題解決の担い手に！

～関わり方の工夫で、生き活きと働く若者に～

報告者：遠城孝幸氏 認定 NPO 法人四つ葉のクローバー代表補佐



“社会的養護”という言葉は聞きなれない言葉かもしれません。社会で養育することを目指し「社会的養護のもとで生活する子ども」というように使われ、要は“児童養護施設や里親さんの元で生活する子ども”のことを指します。

おおむね、18～20歳を過ぎると、施設や里親さんの元を離れ社会に出ることになります。“育ち”、“家庭環境”の面でハンディを抱えており、同友会でも“社会的養護”は障害者雇用問題のひとつとして考えられています。今回は、社会的養護を巣立った若者について知り、彼らが福祉的視点ではなく、企業が抱える問題解決の担い手となる可能性があることに気づいていただく機会にしたいと思います。

報告者紹介：児童相談所、情緒障害児短期治療施設（現、児童心理治療施設）にて20年間勤務現在、認定NPO法人四つ葉のクローバーにて、社会的養護を巣立った若者の生活・就労支援に従事しています。

**と き 11月28日(水)18:30～開会(18:00～受付開始)**

**ところ 彦根勤労福祉会館たちばな**

彦根市大東町 4-28(50 台収容可能な駐車場完備) 電話:0749-23-4141

**参加費:無料**

\*参加の可否は e.doyu システムまたは FAX にて **11月21日(水)迄**にお願いします。

お問い合わせは：滋賀県中小企業家同友会 事務局 滋賀県草津市野路 8-13-1 (担当 廣瀬)

TEL 077(561)5333 FAX 077(561)5334 Eメール [jimu@shiga.doyu.jp](mailto:jimu@shiga.doyu.jp)

出欠連絡グループウェア e.doyu アドレス⇒ <https://shiga.e-doyu.jp/s.event/>

## 出欠連絡欄

2018 年 月 日

北近江支部・彦根地区 11 月例会に

(該当項目に○印と必要事項のご記入を)

1. 出席します

2. 欠席します

貴社名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

例会終了後 21:15～22:30頃まで懇親会を行います。よろしければ、さらなる熱い話を続けませんか？(会場は追って連絡、参加費実費：4000円程度を予定)

学びを深める懇親会に⇒ 1. 参加します ・ 2. 不参加

滋賀県中小企業家同友会 事務局 **FAX:077-561-5334**